

『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿（上）

明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸・豊嶋順揮

はじめに

本稿は、東京大學總合圖書館所藏の明鈔本『皇明條法事類纂』卷四八、刑部類「斷罪引律令」條の翻刻に、譯註・解説を附したものである。^①

『皇明條法事類纂』（以降、『事類纂』）は主に明代中期の成化・弘治朝の「條例」を事案ごとに分類・集成した行政事例集である。洪武朝に編纂された法典『大明律』は、明代をとおして祖宗の定めた軽々しく改めてはならないものと位置づけられていた。^②しかし、二百七十七年の命脈をたもつ有明一代において、有限の根本法典を改訂せずに現實の司法・行政に對應するのは困難であり、そのたびに「比附」などの作用によって律から「例」を派生させてきた。^③しかし、個別具體的な「例」の無盡藏な出現は、卻つて司法・行政の現場の混亂をきたすものとなる。そのため、歴代皇帝は「例」の援用の禁止や、皇帝の裁可によって成立する「例」を一朝かぎり有効なものとするなどして對應してきた。^④

この「例」に對する認識に變化が見られるのが明代中期であり、「例」を積極的に援用するため、取捨選擇して類纂してゆくようになる。^⑤その成果は、弘治十三（一五〇〇）年の『問刑條例』に結實し、その後『問刑條例』は、嘉靖二十九（一五五〇）年、嘉靖三十四（一五五五）年、萬曆十三（一五八五）年と増修されてゆく。

『事類纂』はこうした司法・行政上の變革期にあつて、個別具體的な事案の先例を検索する實務書としての性格がつよい。特に、今回この譯註を出すにあたり、まず卷四八「斷罪引律例」條を選んだ理由も、先に述べた「例」に對する認識の變化を見られる好史料であるからにほかならない。

原文翻刻の底本には、東京大學總合圖書館の「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ」(<https://iif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/kounmin/page/home>)にて公開されている高精細デジタル寫真を用いた。これは科學研究費（基礎研究（C）「宋元時代の刑事政策とその展開」研究代表者・徳永洋介）における事業の一環として撮影されたもので、二〇一八年八月より公開されているものである。翻刻に際しては、可能な限り原本に忠實な翻刻を心がけたが、俗字・假借字については「切（竊）」の形式で正字に改めた。また、本會が講讀するなかで發覺した誤字・脱字については、「人」「又」のように表し、その理由を註記した。

なお、楊一凡主編『中國珍稀法律典籍集成』乙編第四冊（北京・科學出版社、一九九四年）所收の標點本テキスト（以降「楊本」と略稱）は、古典研究會による影印本（汲古書院、一九六六年）を底本とし、誤植や理由不明の修訂が多いことから句讀の參考にとどめた。

斷罪引律令について

譯註に入る前に、この事例の項目名「斷罪引律令」について説明しておく必要があるだろう。『事類纂』はおおむね『大明律』の篇目にそって分類されており、この項目名もまたそれに由来する。まず『大明律』において規定された「斷罪引律令」の内容について、同書卷二八・刑律・斷獄・斷罪引律令條から見よう。

① 凡そ罪を斷ずるに皆な須く具さに律令を引くべし。違ふ者は、笞三十。若し數事 條を共にして、止だ犯すところの罪のみを引く者は、聽す。

② 其の特旨もて罪を斷じ、臨時に處治し、定律と爲らざる者は、引比して律と爲すを得ず。若し輒りに引比して、罪に出入有ることを致す者は、故失を以て論す。

この條文の内容で重要なのは、① 斷罪に際しては國家の根本法典たる律令を引用し、その判決の根據となる條文を明示しなければならない、とする原則が示されていること。そして② 事件を處理するために皇帝が隨時下した單行指令については、原則としてその案件のみに限った臨時的な措置とし、律令を修正・補充するための永續的な規範として「引比」してはならない、と規定していること、以上の二點である。

まず①については、『大明律』の規範となった『唐律』において、すでに同内容の條文が記されているのを見ることができる。すなわち「斷罪引律令」とは、前近代中國の裁判において、脈々と繼承されてきた重要な原則なのである。そして②は、明代の司法官たちが、「引比」によって對處すべき案件と、それに伴う「例」の増加という事態に直面する中で、「斷罪引律令」の原則を踏まえつつ、いかに對處しようとしたかに關わる箇所である。この問題については、これから紹介する三件の事例を通じ

て、その一端を具體的にうかがい知ることとなるであろう。

譯註① 陳言干礙法司條例須要會議例

日付・報告者・タイトル

原文

陳言干碍^①（礙^②）法司條例須要會議例

成化十六日〔十年〕六月二十九日、大理寺卿宋等題、爲清理條例事^③。

訓讀

法司の條例に干礙するを陳言すれば須く要に會議すべきの例

成化十年六月二十九日、大理寺卿宋等題すらく、條例を清理せんが事の爲にす。

この題奏に至る文書傳送の經緯とその内容

原文

據右寺案呈、^④

准禮部祠祭司手本、兵科抄出兵科給事中祝瀾題稱、^⑤

條例經年累歲、一事三四其例者有之。隨（隨）事更張、每年或再變其例者有之。馴致條例浩瀚、其中得失混雜、諸司官員施行

中間、有酌量事體而據此扶善抑惡者多人、有任情緩引而假此縱容出入者不少。蓋緣無一定之規、以致如此。若不會議清理、深爲未便。

等因。具本。成化十年六月初三日、奏奉聖旨、「該衙門看了來說」。欽此。欽遵。看得給事中祝瀾所言、要將五府・六部・都察院・大理寺等衙門、備查在京・在外・遠年・近日節次條例、開具揭帖、會同內閣重臣、精選符合律意、允協（協）輿情、明白簡約者歸類條陳。伏乞聖明裁決、定爲見行條例、或刊印或帙。通行兩京大小衙門及在外府州縣、俾各官吏遵守一節。

合無行移五府・六部・都察院・大理寺等衙門、照依本官所奏查議、奏請定奪施行。

本年六月初十日、該本部奏奉聖旨、「是。着各衙門斟酌整理、務要停當」。欽此。欽遵、備行、案呈到寺。

訓讀

右寺の案呈に據るに、

禮部祠祭司の手本を准け、兵科の抄出せる兵科給事中祝瀾の題に據るに稱すらく、

條例 年を経て歳を累ね、一事に三四の其の例なる者 之れ有り。事に隨ひて更張せらるれば、毎年或いは更に其の例を變ふる者 之れ有り。馴ろに條例の浩瀚にして、其の中に得失混雜するを致す。諸司官員の施行せる中間に、事體を酌量して此れに據りて善を扶け惡を抑ふる者有ること多人なれども、情に任せて緩引して此れに假りて出入を縱容せる者有るも少からず。蓋し一定の規無きに緣りて、以て此くの如きを致せるならん。若し會議して清理せざれば、深く未だ便ならざると爲す。

等の因あり。具本し、成化十年六月初三日、奏して聖旨を奉じたるに、「該衙門、看了らば來たりて説べよ」と。此を欽しめり。

欽遵して、看得したるに、給事中祝瀾の言ふところ、「要に五府・六部・都察院・大理寺等の衙門を將て、備さに在京・在外・遠年・近日の節次の條例を查べ、揭帖に開具し、内閣の重臣と會同し、律意に符合し、允に輿情に協ひ、明白にして簡約なる者を精選し、類に歸して條陳せしむべし。伏して乞ふらくは聖明裁決し、定めて『見行條例』と爲し、或は刊印し或は帙し、兩京の大小衙門及び在外の府州縣に通行し、各官吏をして遵守せしめんことを」との一節あり。

合にすべきや無や、五府・六部・都察院・大理寺等の衙門に行移して、本官の奏するところに照依して查議し、奏請して定奪し施行せんことを。本年六月初十日、該本部 奏して聖旨を奉じたるに、「是なり。各衙門に着して斟酌整理せしめ、務めて要に停當すべし」と。此を欽しめり。欽遵し、備行して、案呈して寺に到る。

大理寺からの答申とそれに對する聖旨

原文

照得、法司見行條例、俱是發落囚犯。彼先奏准之時、或因一時之宜、或因一己之見、以此施行之間、有可經久而行者、有止暫時而行者。或有甲可而已否者、或有發落不一者、或有輕重失宜者。今給事中祝瀾所言誠切其弊。

切（竊）緣本寺與刑部都察院事同一體、若不會議停當、仍各比此陳奏、不無事不歸一、尤恐仍蹈前弊。如蒙乞、敕刑部、將見行事例、逐一查寫、會同都察院與臣等從公斟酌、可因可革、或增或減、議允通類、奏請定奪。

及今後凡有陳言干礙法司條例者、亦要照例會議、纔許具奏施行。庶乎事體(體)歸一而故不分、更輕重得宜而人易(易)遵守。緣係修理條例事理、具題。奉聖旨「是」。欽此。

訓讀

照得したるに、法司の見行の條例は、俱に是れ囚犯を發落せんとするなり。彼れ先に奏准せるの時、或は一時の宜に因り、或は一己の見に因り、此を以て施行せるの間、經に久しくして行はるべき者有れば、止だ暫時にして行ふのみなる者有り。或は甲は可なれども乙は否なる者有り、或は發落するに一ならざる者有り、或は輕重に宜しきを失ふ者有り。今、給事中祝瀾の言ふところは誠に其の弊に切るなり。

竊かに緣るに本寺と刑部・都察院とは事を同じくして一體なれば、若し會議して停當せず、仍ほも各々比れ此れ陳奏すれば、事として一に歸せざること無からざるのみならず、尤も仍りて前弊を踏まんことを恐るるなり。如し蒙り乞ふらくは、刑部に敕して、見行の事例を將て、逐一查寫し、都察院と會同して臣等と從公に斟酌し、因るべくあらたむべく、或は増し或は減じ、議して通類せしむるを允し、奏請 定奪せしめんことを。及び今後、凡そ法司の條例に干礙するを陳言する者有らば、亦た要に例に照らして會議し、纔めて具奏施行するを許すべし。事體一に歸して故 分かつたず、更に輕重 宜しきを得て人 遵守し易きに庶からん。緣りて條例を修理すべきの事理に係れば、具題す。聖旨を奉じたるに「是なり」と。此を欽しめり。

成化二十三年四月二十五日の敕諭

原文

皇帝勅(敕)諭文武群臣、

朕以涼德、嗣守鴻圖、夙夜憂勤、臻治理案。上天示戒、亢旱踰時、田苗枯槁、民庶驚惶、朕甚憫焉。已嘗寬恤刑獄、偏禱神祇(祇)、而雨澤未降、豈冤抑未伸、財用未節、困苦未蘇、而致然歟。抑爾百官奉公守法之心懈、而罔上厲下之私朦歟。茲朕省躬自飭(飭)、節減用度、疎放宮人、及條亦合行事宜、令內外衙門、從實舉行。爾等各具體(體)朕心、痛自修省、尽(盡)心職業、務致實効(効)、以回天心、以蘇民困、以紓(紓)朕憂憫元元。

其欽承之。故諭、計開、

- 一、該部查在京文武官員罰俸住俸緣由、具奏處置。
- 一、在京文武官員爲事欽發充軍爲民緣由、法司查來看。
- 一、兩京法司見監重囚情罪有可矜疑者、再審開來說。
- 一、各處內外鎮(鎮)守官員貢獻(獻)、除常例外、其餘不急之物、暫且停止。
- 一、在京官員軍民之家一應齋醮、及冠婚喪祭服飾(飾)、悉從禁例、不許侈會僭用、違者治者。
- 一、各處輪班京操官軍、有因災傷來遲的、都免問罪、送營補操。
- 一、淨身人見發各處充軍者、該衛起送赴部、發南京海于種菜。
- 一、各營倒死騎操馬匹、并民間買補四戶馬、該衙門都查數(數)來看。

成化二十三年四月二十五日。

訓讀

皇帝 文武の群臣に敕諭すらく、

朕 涼徳を以て、鴻圖を嗣守すれば、夙夜憂勤し、治を臻し案を理めんとす。上天 戒めを示して、亢旱 時を踰へ、田苗 枯槁し、民庶 驚惶すれば、朕甚だ焉を憫む。已に嘗て寛く刑獄を恤み、偏に神祇に禱るも、而れども雨澤未だ降らざるは、豈れ冤抑 未だ伸びず、財用 未だ節せず、困苦 未だ蘇らずして、而して然く致せるならんか。抑も爾百官 公に奉じ法を守るの心 懈りて、而して上を罔き下を厲ぐるの私 勝りたるならんか。茲に朕躬らを省みて自ら飭め、用度を節減し、官人を疎放し、及び合に行ふべき事宜を條亦して、内外の衙門をして、實に従ひて舉行せしむ。爾等具さに各々朕が心を體し、痛く自ら修省し、心を職業に盡くし、務めて實効を致さば、以て天が心を回らし、以て民が困を蘇らしめ、以て朕が憂憫の元元を紓くべし。

- と。
- 其れ欽しんで之を承るべし。故に論して、計して開すらく、
- 一、該部 在京の文武官員の罰俸・住俸の緣由を查べ、具奏して處置せよ。
- 一、在京の文武官員 事を爲して充軍爲民に欽發せられたる緣由、法司查べ來りて看すべし。
- 一、兩京の法司見監の重囚の、情罪として矜疑すべき者有らば、更に審問して來り説べよ。
- 一、各處内外の鎮守官員の貢獻、常例を除くの外、其餘の急がざるの物は、暫且く停止せよ。
- 一、在京の官員・軍民の家の一應の齋醮、及び冠婚喪祭の服飾は、悉く禁例に従ひ、侈會・僭用せるを許さず、違ふ者は治者すべし。

【比較表】

<p>『明憲宗實錄』卷二九〇 成化二十三年五月丙辰條</p> <p>敕諭文武羣臣曰、「朕以涼徳、嗣守鴻圖、夙夜憂勤、期臻治理、奈上天示戒、亢旱踰時、田苗枯槁、民庶驚惶、朕甚憫焉。已嘗寬刑刑獄、徧禱神祇、而雨澤未降。豈冤抑未伸、財用未節、困苦未蘇、而致然歟。抑爾百官奉公守法之心懈、而罔上厲下之私勝歟。茲朕省躬自飭、節減用度、疏放官人、及條示合行事宜。令内外衙門從實舉行。爾等其各體朕心。痛自修省、盡心修職、務致實效、以回天心、以蘇民困。以紓朕憂憫元元之意。」</p>	<p>『皇明條法事類纂』卷四八</p> <p>皇帝敕諭文武羣臣、「朕以涼徳、嗣守鴻圖、夙夜憂勤、臻治理案。上天示戒、亢旱踰時、田苗枯槁、民庶驚惶、朕甚憫焉。已嘗寬恤刑獄、徧禱神祇、而雨澤未降、豈冤抑未伸、財用未節、困苦未蘇、而致然歟。抑爾百官奉公守法之心懈、而罔上厲下之私勝歟。茲朕省躬自飭、節減用度、疎放官人、及條亦合行事宜。令内外衙門從實舉行。爾等其各體朕心、痛自修省、盡心職業、務致實効、以回天心、以蘇民困。以紓朕憂憫元元。其欽承之。故諭、計開、</p>
<p>一、該部查在京文武官員罰俸住俸緣由、奏開處置。</p> <p>一、在文武官發充軍爲民緣由、法司查究以聞。</p> <p>一、兩京重獄情有可矜疑者、再審以聞。</p> <p>一、各處内外鎮守官員貢獻、除常例外、其餘不急之務、暫且停止。</p> <p>一、在京官員軍民之家一應齋醮、及冠婚喪祭服食、毋得奢侈僭用、違者罪之。</p> <p>一、各處輪班・京操官軍、有因災傷來遲者、俱免問罪送營補操。</p> <p>一、淨身人發各處充軍者、該衛起送至京、發南海子種菜。</p> <p>一、各營官軍倒死騎操馬、并民間買補四戶馬、所司俱查數以聞。</p>	<p>一、該部查在京文武官員罰俸住俸緣由、具奏處置。</p> <p>一、在京文武官員爲事欽發充軍爲民緣由、法司查來看。</p> <p>一、兩京法司見監重囚情罪有可矜疑者、再審開來說。</p> <p>一、各處内外鎮守官員貢獻、除常例外、其餘不急之物、暫且停止。</p> <p>一、在京官員軍民之家一應齋醮、及冠婚喪祭服飾、悉從禁例、不許侈會僭用、違者治者。</p> <p>一、各處輪班・京操官軍、有因災傷來遲的、都免問罪、送營補操。</p> <p>一、淨身人見發各處充軍者、該衛起送赴部、發南京海子種菜。</p> <p>一、各營倒死騎操馬匹、并民間買補四戶馬、該衙門都查數來看。</p> <p>成化二十三年四月二十五日。</p>

※表内の文字は比較の便を考え、いずれも俗字・略字を正字に直してある。

一、各處の輪班・京操の官軍、災傷に因りて來たること遅き有らば、都て問罪を免じ、營に送りて補操せよ。

一、淨身の人の見げんに各處の充軍に發せられたる者は、該衛 起送して部に赴かしめ、南京の海子に發して種菜せしめよ。

一、各營の倒死せる騎操の馬匹、并びに民間に買補せる四戸馬は、該衛門 都て數を查べ來たり看せよ。

成化二十三年四月二十五日。

解説

この事例は「法司の條例に干礙するを陳言すれば須く要まさに會議すべきの例（陳言干礙法司條例須要會議例）」と銘打たれている。このタイトルはおそらく『事類纂』の編纂者が便宜的に付けたものであろう。その内容は、大理寺卿宋旻による「條例を清理することについて」という題本である。上述の譯註部分ではこの題本を内容ごとに分割したが、ここでは事件を時系列に沿って整理しなおし、理解の助けとしたい。

宋旻の題本の冒頭には「大理寺右寺丞からの呈堂稿（案呈）に據ると、禮部祠祭司の手本を受理し、兵科が抄寫した兵科給事中祝瀾の題本に（據右寺案呈、准禮部祠祭司手本、兵科抄出兵科給事中祝瀾題稱）」という文書の流れが示されている。すなわち、大理寺のトップである宋旻のもとに、大理寺右寺丞からの案呈があり、その中には右寺丞が受理した禮部祠祭司の手本が引用され、その中に兵科給事中の祝瀾が書いた題奏が引用されているという重層構造である。つまり、この事案は兵科給事中祝瀾による以下の題奏に始まる。

條例は歲月を経て蓄積され、一つの事案に三つ四つの例が見られることがある。また事案がおこるたびに新設されるために、毎年その

例が變わることもある。したがって條例が浩瀚となり、その中で得失混雜が見られるようになってしまった。諸司官員がこの條例を施行する間に、事態を酌量してこの例によって善を扶け悪を抑える場合も多くあれば、罪をあてる際に故意に罪を必要以上に軽くしたり重くしたりする場合も少なくない。おそらく、一定の規定がないために、このような事態にいたっているのでしょう。もし、會議して條例を清理しなかつたなら、深刻な行政上の不便をきたすでしょう。もちろんこれは祝瀾の題本のダイジェストである。この上奏に對し、成化帝は、成化十（二四七四）年六月三日に「該當する衛門はこの題本を讀み終わつたら見解を申し述べよ」との聖旨を下す。祝瀾の題奏はこの聖旨が下される以前のことであることは明らかだが、明確な期日は不明である。この一件の流れは『明實錄』にも、

兵科給事中祝瀾言へらく、「我が祖宗、古を酌み今に準じ、『大誥』を製り、『律令』及び『諸司職掌』『洪武禮制』等の書を定め、中外に頒布し、臣民をして遵守せしむ。然るに民生日に繁り、庶事百出し、制書に未だ備つふさには載せざる者有り、或は朝廷の施行するところ有り、臣下の建請するところ有り、遂に之に因りて以て條例と爲す。故に事同じくして授引するに或は異なり、罪一にして議擬するに各々殊なり、官司 以て情に任せて遷就するを得、吏胥 以て其の手に高下するを得。如たは文武官の品級同じく、而れども其の父母妻の葬祭に例を殊にし、冤うを愆うふるの人同じくして、給引と通送とに科を殊にす。乞ふらくは、在京の文武大臣に勅して、備さに内外新舊の條例を查べ、務めて至當に歸し、類を以て相從あひしたがひて編集し、奏聞して旨を取りて裁決し、定めて『見行條例』と爲し、刊板・印行せんことを。則ち天下皆な遵守して惑うこと無からん」と。詔下り、「所司議して行へ」と。

〔明憲宗實錄〕卷二二九・成化十年六月壬戌（九日）條とみえる。ここから宋旻の題奏の冒頭に「禮部祠祭司の手本」が登場する理由が見えてくる。つまり、この祝瀾の題奏のきっかけには、「文武官の品級が同じであるにもかかわらず、その父母や妻の葬祭について、例が異なる」という禮制上の問題があった。それゆえに關係衙門たる禮部祠祭司の手本が登場するのである。

『明實錄』には、こののち、成化帝の聖旨に對する二つの衙門の答申が示される。

禮部覆奏すらく、「今後、文武官員の父母妻亡き者は、一に成化七年の奏例に遵じ、見任の受封・品級の應に祭葬すべき者は、例の如く祭葬し、應に祭るべき者は止だ祭を與ふのみ。其れ應に祭葬すべからざる者は、與へず。事例 一に歸し、紛擾を致さざるに庶からん」と。之に従ふ。命に仍りて、禮を以て致仕せる者は見任の例と同じふす。

都察院覆奏すらく、「冤を愬ふるの人、給引と通送とに一ならざる者は、自奏と抱懇とを以てする者、情犯の輕重 同じからず。且つ瀾が奏内に、囚人の姓名を誤寫したれば、宜しく其の罪を治すべし」と。上 之を宥す。

〔明憲宗實錄〕卷二二九・成化十年六月壬戌（九日）條

禮部と都察院の答申である。これは、先に引用した祝瀾の題奏の「如きは文武官の品級同じく、而れども其の父母・妻の葬祭に例を殊に」するといふ禮制上の問題と、「冤を愬ふるの人同じくして給引と通送とに科を殊に」するといふ刑獄上の問題に對應して編集されたもので、このほかにも多くの答申が寄せられていたと考えられる。そのうちの六月十日付けの刑部からのものと思われる答申が『事類纂』の題本に見える。

臣等が考えますに、給事中祝瀾の言う、「まさに五府・六部・都察

院・大理寺等の役所に、京師・地方、古今を問わず逐一の條例をつぶさに調査し、掲帖に列擧して、内閣の重臣たちと會議して、『大明律』の内容に合致し、なおかつまことに輿情にそうもの、明白で簡潔なものを選びだして、分類して申し述べさせるべきです。伏して乞うらくは皇帝陛下のご裁可を賜り、「現行條例」を定めて、印刷製本して、兩京（北京・南京）のすべての役所および地方の府州縣に頒布し、それぞれの官吏に遵守せしめるべきであります」という一節があります。五府・六部・都察院・大理寺等の役所にこの答申を傳達して、本官の奏するところに依據して調査議論していただき、皇帝に報告して（奏請）、許可を得て實行する（定奪）という手続きを経て施行するというのはいかがでしょうか。

ここに見える「本官」がどの役所であるのかは示されていない、後に「該本部」と見えるので六部のいずれかであることは明白だが、筆者が先に刑部からのものと「思われる」と濁した理由もそのためである。いずれにせよこれに成化帝は、「よからう。各衙門に斟酌整理せしめ、かならずや適切に處置いたせ」との聖旨をくだす。これにより、祝瀾の題奏と刑部の答申が各該當衙門に通達（行移）され、右寺丞から大理寺卿にその呈文が上がってきた。

この流れを経た大理寺卿の答申が、この「成化十六日六月二十九日大理寺卿宋等題爲清理條例事」という題本である。先に注⑬において指摘した通り、この「成化十六日」というのは「成化十年」の誤寫で、下の「六月」にひっぱられたものと考えられる。そのため、成化十年六月二十九日付けの大理寺卿宋旻による題奏ということになる。

さて、大理寺の具體的な答申を見てゆこう。

關係文書を照らし合わせて確認しましたところ（照得）、法司の現行の條例は、いずれも囚人を處理（發落）するためのものであります。

あれらが以前に裁可（奏准）された時、あるものは一時の便宜によって、またあるものは自己の見解によっていました。これを施行する期間についても、長期的に施行すべきものもあれば、ただ一時的な施行にとどめるべきものもあります。あるいは甲は可であるが乙は否という「正反対な内容の」ものもあり、あるいは甲は可であるが乙は否のものもあり、あるいはその軽重が適當でない（失宜）ものもあります。今、給事中祝瀾の奏言するところは、まことにその弊害に迫ったものであります。

まずは、法司の施行する現行の條例が煩雑な様子を説明した上で、祝瀾の題奏への評價を示している。續いて、

卑見を述べますれば（竊縁）、大理寺と刑部・都察院とは仕事をともにする一體の役所であり、もし會議してなお妥當なものとならず、依然としてそれぞれがあちらこちらから陳奏すれば、事例として一つの結論に歸着すること無いばかりか、さらにこれによって前弊を踏んでしまうことを恐れております。もし陛下にお聞き及びいただきますれば幸いなことですが（如蒙）、乞うらくは、刑部に命じて、現行の事例を逐一調査して書き寫し、都察院と會議して、臣等（大理寺）とともに公平に斟酌して、因るべきもの、改革すべきものを決め、あるものは増し、あるものは減らし、會議して内容ごとに分類させることをお許しになり、奏請のうえ、定奪させていただきますように。さらに今後、あらゆる法司の條例に係る提言（陳言）は、例に照らして會議したうえで、はじめて具奏施行することを許すべきであります。事體は基準が一つになり、古いものと新しいものとの判断が分かれることなく、さらに軽重は宜しきを得て人が遵守し易くなりますように。條例を編纂して整理すべきの事理であるため、題本に具えて上奏いたします。

と結んでいる。この「見行條例」類纂の事業は、刑部・都察院・大理寺のいわゆる三法司が、共同して調査・編集にあたり、種類ごとに分けて皇帝陛下に報告の上、決裁をいただくという方法をとることを提案する内容である。この提案に成化帝は「是なり」と答え、おそらくこの一件は宋旻の提案通りに進められたものと考えられるが、『明實錄』にもその後のことは記されておらず、「見行條例」がその後どうなったのか、文献史料には見えてこない。

『事類纂』ではこの題本の直後に成化二十三年の敕諭が置かれている。葉を改めて書き始められた敕諭は一葉の表裏に納められ、最後の二行は次の事例のタイトルとなっているため、関係のない葉が紛れ込んでいるわけではなく、もともとここに置かれていたらしいが、内容から考えても、この敕諭と成化十年の宋旻の題奏との関係は不明である。

この敕諭の日付を『事類纂』は成化二十三年四月二十五日とするが、『明憲宗實錄』は、これを同年五月丙辰（十七日）條に載せている。また、『禮部志稿』巻五・聖訓「修省之訓」に載る同文も「成化二十三年五月上以早災敕諭文武羣臣曰」から始まり、『皇明詔令』巻一六・憲宗純皇帝下に収録された同文「早災寬恤詔」も日付を五月十七日としている。では「四月二十五日」という『事類纂』の日付はどこからきたものか、『明實錄』をめぐってみると、四月二十三日に

上 文武羣臣に諭して曰く、「今、天時亢旱なれば、朕甚だ憂惶し、虔心もて祈禱し、二十五日を始めと爲してより、齋を致すこと三日。其れ各々祇愼を加へ、怠違あ或ること母かれ」と。²⁸⁾

（『明憲宗實錄』巻二八九・成化二十三年四月壬辰條）
という記録がみえる、すなわち昨今の早魃を受けて成化帝が自ら三日間の潔齋に入ったのが四月二十五日なのである。『事類纂』の日付の根拠は

このあたりであろう。もちろんこれは、この敕諭が「四月二十五日」のものであることを指すわけではない。筆者としても敕諭の日付は五月十七日が妥当であると考えている。その理由は、『明實錄』五月十六日條に、「亢旱を以て廷臣を遣はして香幣を齎りて分ちて天下の山川に禱る。（…後略）⁸⁹」とあり、成化帝のまごころもむなしくこの旱魃は五月に入っても續いたらしいことがうかがえ、これこそ敕諭中に見える「徧く神祇に禱るも、雨澤未だ降らず」だと考えられるからである。

この事例から見える膨大な條例の整理作業は、とりもなおさず、條例が無ければ政務が回らないという状態を表している。明朝開闢以來續けられてきた條例の輕視という原則は、成化年間にはその限界を迎えており、この事例からもうかがえるような現場からの變革が求められた結果として、弘治帝の即位詔には次のようにある。

各處布政司並びに南北直隸處所の軍民詞訟するに、「謀逆」並びに「盜賊の地方を攻陷す」の重情を除くの外、其餘の一應^{あらゆ}る輕重の事情は、須く要^まに下よりして上して陳告すべし。若し驀越して京に來りて奏告せる者は、法司 例に照らして問罪せよ。奏するところの情詞を將て原籍の官司に類行して問理し、司府衛所州縣に干礙せる者は、巡按御史或は巡撫都御史に行して問理せよ、輒便に擬奏して官を差りて提勘し軍民を攪擾するを許さず。⁹⁰

例に照らして問罪することを詔敕において認めたのである。こののち、條例の整理に關する本格的な議論がはじまり、弘治十三年の『問刑條例』に結實する。この経緯はすでに先學の明らかにするところであるのでここでは詳述しないが、大きな社會の變革の一斑を示す史料として、この題奏を位置づけることができるのではないだろうか。

(つづく)

注

① 當該資料の解題は、猪俣貴幸・豐嶋順揮「明鈔本『皇明條法事類纂』原本調査記」（『立命館史學』（三八）、二〇一八年）にまとめたので併せて参照されたい。

② 『明史』卷九三・刑法志一・律文條

太祖之定律文也、歷代相承、無敢輕改。其一時變通、或由詔令、或發於廷臣奏議、有關治體、言獲施行者、不可以無詳也。

③ いわゆる「斷罪無正條」に關しては、唐律以來規定が見られる。『大明律』においても名例律に、

凡律令該載不盡事理、若斷罪而無正條者、引律比附。應加應減、定擬罪名、轉達刑部、議定奏聞。若輒斷決、致罪有出入者、以故失論。

との明條があり、前代との大きな違いは比附が認められていることである。この比附の由來や沿革については中田薫「律令法系の發達について補考」（『法制史研究』三三）、仁井田陞「唐律における通則的規定とその來源」（『宋代以後における刑法上の基本問題』（『中國法制史研究』東京大學出版會、一九五九年、所收）、滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判」（『法制史學會編』『刑罰と國家權力』創文社、一九六〇年、所收）などがある。また、清代における比附については中村茂夫「比附の機能」（『清代刑法研究』東京大學出版會、一九七三年、第二章所收）に詳しい。

④ この態度は『皇明祖訓』祖訓首章に

一、朕自起兵至今四十餘年、親理天下庶務、人情善惡眞僞、無不涉歷。其中奸頑刁詐之徒、情犯深重、灼然無疑者、特令法外加刑、意在使人知所警懼、不敢輕易犯法。然此特權時處置、頓挫奸頑、非守成之君所用常法。以後子孫做皇帝時、止守律與大誥、並不許用黥刺・髡・剕・閹割之刑。云何、蓋嗣君宮内生長、人情善惡、未能周知。恐一時所施不當、誤傷善良。臣下敢有奏用此刑者、文武群臣即時劾奏、將犯人凌遲、全家處死。

とその方針がうかがえ、永樂帝は『明太宗實錄』卷二二六・永樂一九年四月乙巳條にみえる詔の一款に、

一、法司所問囚人、今彼一依大明律擬罪、不行深文妄行榜文條例。

と條例の援用を禁止している。また、こうした内容は主として歴代の即位

詔に見えるが、殊に景泰帝はその即位詔（『皇明詔令』卷二二）の一款に、
一、今後内外法司所問罪囚、一依大明律科斷、不許深文。其有一應條
例並除不用。

とあり、また成化帝は即位詔（『皇明詔令』卷一五）の一款には、

一、凡問囚犯、今後一依大明律科斷、照例運磚做工納米等項發落、所
有條例並革去。（…後略）

と前代の條例を革去することを宣言している。

⑤ 明代中期におけるこうした變化については、加藤雄三「明代成化、弘治の律と例（一）——依律照例發落攷——」（『法學論叢』（一四二）、一九九七年）、「同（二）」（『法學論叢』（一四三）、一九九八年）に詳しい。

⑥ このアーカイブおよび東京大學総合図書館所蔵明鈔本『皇明條法事類纂』については、小島浩之「皇明條法事類纂」電子化劄記——文獻學・資料學とデジタルアーカイブのはざま（漢字文獻情報處理研究會編『漢字文獻情報處理研究』好文出版、二〇一八年）に詳細かつ多角的な考察がなされているため、併せて参照されたい。

⑦ 引比：「引律比附」の簡略語。近似する律文を引用して類推適用（＝比附）すること。

⑧ 『大明律』卷二八・刑律・斷獄・斷罪引律令條

凡斷罪皆須具引律令。違者、答三十。若數事共條、止引所犯罪者、聽。其特旨斷罪、臨時處治、不爲定律者、不得引比爲律。若輒引比、致罪有出入者、以故失論。

⑨ 唐律條文テキストは『律附音義』（北京圖書館藏宋刻本影印、上海古籍出版社、一九七九年）による。

『律附音義』斷獄第十二・斷罪引律令條

諸斷罪皆須具引律・令・格・式正文、違者答三十。若數事共條、止引所犯罪者、聽。

⑩ 引律比附をめぐる問題については、黃彰健『明代律例彙編』下冊卷末附錄「比附律條考」を参照。

⑪ 陳言：君主に對して陳述された言説をいう。『孔子家語』儒行に「儒有澡身浴德、陳言而伏、靜言而正之、而上下不知也」とあり、王肅注に「陳言於君、不望其報」とみえる。ここでは臣下から上奏された言説を指す。

⑫ 干礙：礙は妨げとなることを表すが、ここでは「關係する」程度の意味。

⑬ 成化十六日〔十年〕…楊本では「十〔六〕〔二〕〔日〕〔年〕」すなわち「十一年」に作る。内に引用された祝瀾の題奏が成化十（一四七四）年六月初三日付けであることから、このように修正した可能性が考えられる。ただ、『明憲宗實錄』には、成化十年、十一年、十六年のいずれにも当該案件に合致する題奏は収録されていない。時系列から考えて、成化十年六月初三日に祝瀾の題奏に對する聖旨が發せられ、同年六月初十日に刑部の答申に對する聖旨が下っていることから、ここは直後の成化十年六月二十九日に大理寺から題奏がなされたと考えざるべきであろう。

⑭ 大理寺卿：明代における大理寺は、重要な刑事案件の審理や再審を擔當する衙門。卿はその長官（正三品）。『明史』卷七三、職官志二、大理寺條を参照。

⑮ 宋旻（一四一九・一四九八）…字は弘澤、浙江嚴州府淳安縣人。景泰二年の進士（第二甲第六名）。三十餘年にわたり大理寺にて司法官僚を歴任し、成化九（一四七三）年十一月、大理寺卿となる。十（一四七四）年、兩廣總督となり、同二十三（一四八七）年に致仕。弘治十一（一四九八）年に卒去した。

『景泰二年進士登科錄』（天一閣藏明代科舉錄選刊・登科錄）所收）

宋旻、貫浙江嚴州府淳安縣。民籍。國子生。治春秋。字、弘澤。行一。年三十二。十月二十日生。

曾祖、庚。祖、仲堅（贈禮部郎中）。父、興（任河南右布政使）。母、薛氏。

浙江鄉試第十八名。會試第七十三名。

『明憲宗實錄』卷一四〇・弘治一二年八月丙寅條に

致仕都察院右都御史宋旻卒。旻、字弘澤、浙江淳安縣人。景泰二年進士、授大理寺評事、進寺正、薦陞本寺右寺丞、歷左右少卿、本寺卿、都察院右都御史、總督兩廣軍務。弘治元年、言官劾其老懦無爲、令致仕。後復以旻在兩廣時、嘗訪孝穆皇太后宗支失實、降右副都御史、仍致仕。至是卒、年七十九。賜祭葬如例。旻少有清稱、雖歷官貴顯、而自奉甚約。在大理三十餘年、治獄平恕、然治劇非其所長。其巡撫兩

廣、紀綱不立、人以老人目之、蓋亦稍變其初節云。

このほか、『浙江通志』卷一六二・人物・名臣・嚴州府一五・宋旻條、汪森編『粵西叢載』卷八・總督兩廣軍務所引『國朝典彙』にも傳記史料が見られる。

⑯ 爲く事公文書の冒頭において、その文書のタイトルを示すカギ括弧のような役割の書式。「せんが事の爲にす」と訓むが、特別の意味があるわけではない。

⑰ 右寺・大理寺右寺丞をいう。左右寺丞は、卿・小卿に次ぐ補佐官。『明史』卷七三、職官志二、大理寺條を参照。

⑱ 案呈は『吏文輯覽』において案呈は「六部清吏司及び各處の經歷司の本衙門の堂上に呈するの文なり」と説明される。明清の檔案においては、文書作成の擔當官が、堂官すなわち中央官庁の正・副長官に對して起草・提出した公文書(呈堂稿)を引用する際に使用する語。堂官はこれに署名して發送する。

⑲ 禮部祠祭司は、禮部の下部機構たる四清吏司(儀制・祠祭・主客・精膳)のひとつで、正しくは祠祭清吏司。官員は郎中一人(正五品)、員外郎一人(從五品)、主事一人(正六品)。諸々の祭祀・天文・國恤・廟諱に關することを管轄する。また、天文・地理・醫藥・卜筮・師巫・音樂・仏僧・道士などを管理する。『明史』卷七二・職官志二・禮部條参照。

⑳ 手本は官廳間で往復される平行文。

㉑ 兵科は六科の一つ。六科は都察院とは系統を異にする監察機構。上諭あるいは皇帝の裁可を経た題奏を公布し、内容に問題がある場合には、これを封駁する権利を有する。また、六部の行政について監察を行うのみならず、朝政全般にわたって意見を具申することも可能。『明史』卷七四・職官志三・六科條を参照。

㉒ 抄出は文書の寫しを取って發出すること。「抄發」とも。

㉓ 給事中は六科に所屬する官員の名稱。兵科には十名が置かれた。官品は正九品と低いものの、大きな發言權を有し、六科給事中と十三道監察御史を合わせて「科道官」と總稱。『明史』卷七四・職官志三・六科條を参照。

㉔ 祝瀾(一四三六・?)は字は有本。江西德興の人。成化五(一四六九)年の正奏名進士(第三甲第一百三十四名)で、兵科給事中となり、廷杖を

被り安州判官に左遷されるも、時事の急務を上奏したことにより國子監丞に遷される。廟祀に關する議論において再び雲南廣西府經歷に左遷される。

『成化五年進士登科錄』(天一閣藏明代科舉錄選刊・登科錄)所收)

祝瀾、貫江西饒州府德興縣、民籍、國子生。治詩經。字、有本。行七。年三十四。五月二十一日生。曾祖仲銘、祖韶漢、父鎮安、母童氏。慈侍下。兄溥・頌・況・淑・澳、弟浸。娶舒氏。

江西鄉試第十八名。會試第一百三十九名。

雍正『江西通志』卷九〇・人物二五・饒州府四・明(高其倬・尹繼善・謝旻纂修)。

祝瀾、字有本、德興人。成化進士、授兵科給事中、立朝剛直敢言。初、論彗星之變、繼論尚書王恢・李秉・都御史韓雍・高明、皆負天下望、不宜閒處、言甚剴切。嘗夜草奏、指摘宮闈、燈忽爆滅至再。家人慮不測、勸瀾止。瀾艴然、竟持奏上之。廷杖得不死、謫安州判。尋遷國子監丞、上廟祀議、以聖賢像、宜從明初定制。祀木主、顏無繇・曾點・孔鯉、以父列於廡、顏淵・曾參・孔伋、以子坐於殿、尊卑失倫、殊爲未當。先師父母未沾褒封、似爲缺典、請褒封叔梁紇、仍于大成殿東、別立一廟祀之。以顏無繇・曾點・孔鯉、配享左右、并罷苟況公伯寮從祀。通行天下郡學遵守。疏上、下禮部議不合、再謫雲南廣西府經歷。瀾慷慨尚氣節、不以死生禍福爲意。其後、廟議皆已採行瀾。爲人多大節、爲諸生時、聘舒氏女、亡何女雙盲、其父母欲改適。瀾不可、竟娶替女、與之終身。(林志)

雍正以降の『江西通志』祝瀾傳には「林志」との割注がある。これは林庭楸の纂修にかかる嘉靖『江西通志』(江西省圖書館藏明嘉靖刻本・四庫全書存目叢書)史部第一八二・一八三册所收)卷九・饒州府・人物・國朝・祝瀾條からの引用を意味するが、その内容は雍正において、より詳細に改編されている。

②⑤ 更張はもととは重新張設すること。轉じて改革・變更の意も。

②⑥ 馴致は楊本は「訓致」に作るが、寫眞に従う。馴致は『周易』坤に「履霜堅冰、陰始凝也。馴致其道、至堅冰也」とあり、疏に「馴猶狎順也」とあるので、ここでは「次第にある状態になっていく様」の意で「おもむろ

に」と訓む。

- ②7 中間…その中間に、その間に、という意味。
- ②8 多人…後出の「不少」と對になるように二字句にしたもの。
- ②9 縦容…放任すること。
- ③0 出入…出入人罪、すなわち法をまげて量刑を不当に重くしたり軽くしたりすること。かかる不正を行った官員に對する處罰規定については、『大明律』卷二八・刑律一一・斷獄・官司出入人罪を參照。
- ③1 等因…因は趣、上級および同等官からの文章を引用した際の末尾に置かれる。
- ③2 具本…題本を書き表して提出すること。
- ③3 欽此…本來は皇帝からの上諭および硃批のあとに内閣において添書するもの。文書内に於いては、皇帝の諭旨を引用する際に、その末尾に引用終了を示すために附ける。
- ③4 欽遵…前掲註③3に見える「欽此」の後にセットで見られる。「欽此」以前で引用した諭旨をうけて、皇帝の意思に遵って處理・辦理することを意味し、この語に續いて諭旨を受けた状況を述べる文が示される。
- ③5 看得…題本などにおいて、自分の意見を述べる際の發語の辭。
- ③6 五府…中・左・右・前・後の五軍都督府を指す。『明史』卷七六・職官志五・五軍都督府條を參照。
- ③7 備查…「以備查考」の簡略語。
- ③8 開具…「開列具備」の簡略語。内容をつぶさに列擧すること。
- ③9 掲帖…上行文の一種。明代には内閣から皇帝に對して蜜奏を行う場合や、上諭を奉じて回答する場合などに使用。題本と比べて、書式はやや小型のものを使用。續く清代初期まで使用されたが、後に廢止される。徐望之『公牘通論』參照。
- ④0 會同…協議、共同、協力しての意。
- ④1 輿情…楊本は「輿情」に作るが、寫眞に據った。
- ④2 合無…提出した意見に對し裁定を求める際の表現。「合に」すべきや無や」
- ④3 行移…官廳が公文書を發して通達すること。またはその文書を指す。「移」は「移文」、すなわち直接の統屬關係にない同格の官廳間でやりとりされる公文書のこと。
- ④4 定奪…可否を決裁すること。
- ④5 停當…物事が滞りなく運ぶこと。あるいは處置すること。「亭當」「停妥」とも。
- ④6 備行…文書の形式で通達すること。
- ④7 照得…發語の辭。『吏文輯覽』に「具さに始末を見るを照と曰ひ、照して之を得たるを謂ふなり」とあり、これ以下に調査結果や見解などが開陳される。
- ④8 發落…處分する。一件落着する。
- ④9 比此…楊本は「彼此」に作る。文脈から考えてこちらに従うのが妥當。いずれも同じ發音(ㄅㄧˇ)の「比」と「彼」を書き誤ったか。
- ⑤0 如蒙乞…上行文における定型句。「如蒙」は「もし(皇帝陛下の恩恵を)蒙りますれば」という期待を示し、「乞」以降にその期待する内容が記される。
- ⑤1 故…楊本は「故」の前に「新」を補うが、根據が示されていない。前後の對應關係から「故」の對となる詞を補う必要があるため、解説内における現代語譯ではさしあたり楊本の案に従った。
- ⑤2 涼德…楊本は「菲德」に作るが、根據は示されていない。比較表に示す『明實錄』でも「涼德」に作る。
- ⑤3 夙夜憂勤…朝早くから夜遅くまで憂い勤めること。「夙夜」については『尚書』旅獒に「夙夜罔或不勤、不矜細行、終累大德」とあり、孔傳に「言當早起夜寐」とある。
- ⑤4 臻治理案…『明實錄』では「期臻治理」に作る。可能性としては鈔本において「期」字を落として、續く「奈」字を「案」に誤ったことが考えられる。
- ⑤5 偏…『明實錄』では「徧」に作る。しかしこの場合「徧(あまねく)」でも「偏(ひとえに)」でも讀めるため、『事類纂』原文を尊重する。
- ⑤6 禱神祇…成化二十年代には、陝西・山西・河南を中心に北中國全域で深刻な旱魃が續いたため、成化帝は成化二十三年四月二十五日から三日間の潔齋を行い、同二十八日には雨乞いの祭祀・祈禱を實施している。また五月十六日にも天下の山川への祈禱を命じている。

『明憲宗實錄』卷二八九・成化二十三年四月壬辰條

上諭文武羣臣曰、「今天時亢旱、朕甚憂懼、虔心祈禱、自二十五日爲始、致齋三日。其各加祇愼、毋或怠違」。

『明憲宗實錄』卷二八九・成化二十三年四月丁酉條

以亢旱、遣保國公朱永告天地、襄城侯李瑾告社稷、新寧伯譚祐告山川、仍分遣大臣行香於各寺觀祠廟。

『明憲宗實錄』卷二九〇・成化二十三年五月乙卯條

以亢旱、遣廷臣齋香幣、分禱天下山川。禮部尚書周洪謨、天壽山、吏部侍郎劉宣、北嶽北鎮、禮部侍郎黃景東、東嶽、兵部侍郎呂雯、中嶽、北海、濟瀆、淮瀆、太常寺少卿蒙以聰、中鎮、西海、河瀆、詹事府少詹事劉健、西嶽西鎮、掌太常寺侍郎丁永中、大小青龍。

⑤7 致然…そのような状態になってしまうこと。

⑤8 勝…「勝」の誤寫の可能性。『明實錄』では「勝」に作る。

⑤9 餽〔飭〕…本來「餽」は「餽」の俗字であるが、ここは「飭」の誤寫であらう。『明實錄』も「飭」につくる。

⑥0 條亦…「條示」の誤寫の可能性。『明實錄』では「條示」に作る。

⑥1 効〔効〕…『明實錄』等は「効」に作る。「實効」は「實際の効力・功績」の意。一方、「實効」では意味をなさず、ここは『事類纂』テキストの誤記と見るのが妥当。

⑥2 紆〔紆〕…『明實錄』では「紆」に作る。

⑥3 計開…下行文において添付した内容を列記する時に用いられる書式。

⑥4 罰俸住俸…「罰俸」は、官員に對する處分の一。官員が犯した罪に應じて一定期間俸給の支給を停止すること。實質的は減給處分に相當する。「住俸」は、官員に對する俸給の支給を停止すること。『大明律』においては、罰俸・住俸に關する處分規定が「照刷文卷律」など個別の条文ごとに記載される。

⑥5 欽發充軍爲民…「欽發」は、皇帝の敕裁に從つて（欽遵・欽奉）充軍先に配流すること（發遣）。「充軍」（あるいは「軍流」）は、配流先に到着後の犯人を、軍隊に編入したり苦役を課したりする流刑の一種。正規の刑罰である「五刑」の中には規定されない「非刑之正」の一つ。「爲民」とは、

官位を剝奪して民とする「發口外爲民」の処分を指す。『明史』卷九三

「志」第六九「刑法」一「律令」參照。

⑥6 情罪…犯罪の事情やいきさつ（情節）と、その罪に當てるべき刑罰のこと。

⑥7 矜疑…罪人のうちで憐れむべき者と、事件の内容に疑わしい點がある者のこと。

⑥8 侈會僭用…「侈會」は「侈奢」の誤記か。「僭用」は、自らの分を越えてみだりに用いること。

⑥9 治者…「治罪」あるいは「治之」の誤寫の可能性。

⑦0 京操…中央軍である京營の形成・操練に参加するため、地方の衛所から、毎年春と秋の兩班に分かれて、交替で京師に上り勤務する（班軍番上）こと。そのため、この「番上軍」を「京操軍」とも稱した。成化年間には軍紀の弛緩により、輪班京操がおろそかになっていた。『明史』卷九〇「志」第六六「兵」二「班軍」參照。

⑦1 補操…班軍番上の期限に遅れた部隊・軍士に對して、京營において駐留期間を延長し、追加の軍事教練を施すこと。本來、このような事態が起こった際の罰則規定は、『大明律』卷一四「兵律」二「軍政」不操練軍士、及び弘治「問刑條例」の「罰班」の規定を參照。

⑦2 南海子…正しくは「南海子」。北京の南郊にある「上林苑」内の三つの湖を指す。金の時代から皇帝の狩獵場とされ、明の永樂年間に領域を擴大、軍馬・禽獸の飼育や蔬菜・果實の栽培を行う。總督太監以下、多くの宦官が管理業務に携わり、最下級の宦官である「淨軍」が蔬菜の栽培に従事した。李賢等『大明一統志』卷一「京師」苑囿および劉若愚『酌中志』一六「內府衙門職掌」の「南海子」を參照。

⑦3 倒死騎操馬匹…正規軍所屬の軍馬が死んだ場合、各營官が責任を負い、代わりの馬を自弁して補充する規定の内容を指す。成化一三年の撫寧侯朱永等の上奏によれば、その場合には、月ごとに對價を支出して次々に代わりの馬を補充することが規定されており、これを「朋買」と稱した。楊時喬『皇朝馬政紀』卷六「買補」および『明憲宗實錄』卷一六八・成化一三年秋七月壬午條を參照。

⑦4 民間買補四戶馬…「四戶馬」とは、「四戶馬例」によって購入した軍馬の

こと。楊時喬『皇朝馬政紀』卷二「種馬」二によれば、「四戸馬例」は成化元年に制定され、軍用の去勢馬一頭の對價として、有司ならば通常の馬四頭、軍衛ならば五頭を充てることなどを規定。翌年、御馬監太監汪直の提案により、有司で購入用の馬匹が不足する場合には、民間から調達することを許可。なお、『明憲宗實錄』卷一七六・成化一四年三月己巳條によれば、この時に軍馬の購入金額が定められ、『明憲宗實錄』卷二一五・成化一七年五月戊戌條によれば、當時の軍馬一頭の價格は、銀二五兩であった。

⑦⑤ 成化二十三年四月二十五日この敕諭を『明憲宗實錄』は五月丙辰(十七日)條に、『皇明詔令』卷一六・憲宗純皇帝下「旱災寬恤詔」も成化二十三年五月十七日に繋げる。『禮部志稿』卷五・聖訓「修省之訓」にも同文が掲載される。字句の異同については比較表にまとめた。

⑦⑥ 『明憲宗實錄』卷一二九・成化十年六月壬戌條
兵科給事中祝瀾言、我祖宗酌古準今製大誥、定律令及諸司職掌、洪武禮制等書、頒布中外、俾臣民遵守。然民生日繁、庶事百出、制書有未備載者、或朝廷有所施行、臣下有所建請、遂因之以爲條例。故事同而授引或異、罪一而議擬各殊、官司得以任情遷就、吏胥得以高下其手。如文武官品級同、而其父母妻葬祭殊例、愆冤之人同、而給引與遞送殊科。乞勅在京文武大臣、備查內外新舊條例、務歸至當、以類相從編集、奏聞取旨裁決、定爲見行條例、刊板印行。則天下皆可遵守而無惑矣。詔下、所司議行。

⑦⑦ 『明憲宗實錄』卷一二九・成化十年六月壬戌條
禮部覆奏、今後、文武官員父母妻亡者、一遵成化七年奏例、見任受封品級應祭葬者、如例祭葬、應祭者止與祭。其不應祭葬者、不與。庶事例歸一、不致紛擾。從之。仍命、以禮致仕者、與見任例同。都察院覆奏、愆冤之人、給引遞送不一者、以自奏與抱愆者、情犯輕重不同。且瀾奏內誤寫囚人姓名、宜治其罪。上宥之。

⑦⑧ 『明憲宗實錄』卷二八九・成化二十三年四月壬辰條
上諭文武羣臣曰、「今天時亢旱、朕甚憂惶、虔心祈禱、自二十五日爲始、致齋三日。其各加祇愼、毋或怠違」。

⑦⑨ 『明憲宗實錄』卷二九〇・成化二十三年五月乙卯條

以亢旱、遣廷臣齋香幣、分禱天下山川。禮部尚書周洪謨天壽山、吏部侍郎劉宣北嶽北鎮、禮部侍郎黃景東嶽東鎮、兵部侍郎呂雯中嶽北海濟瀆淮瀆、太常寺少卿蒙以聰中鎮西海河瀆、詹事府少詹事劉健西嶽西鎮、掌太常寺侍郎丁永中大小青龍。

⑧〇 『皇明詔令』卷一七・孝宗敬皇帝・卽位詔(成化二十二年九月初六日)
各處布政司并南北直隸處所軍民詞訟、除謀逆并盜賊攻陷地方重情外、其餘一應輕重事情、須要自下而上陳告、若驀越來京奏告者、法司照例問罪、將所奏情詞類行原籍官司問理、干礙司府衛所州縣者、行巡按御史或巡撫都御史問理、不許輒便擬奏差官提勘攪擾軍民。

附記

本研究會は、立命館大學大学院研究會活動支援制度の助成を受けたものである。二〇一八年度の研究會參加者は、池田修太郎・猪俣貴幸・片保涼介・祁蘇曼・田中京・堤美咲・豊嶋順揮(敬稱略・五十音順)である。

本稿は、二〇一七年度に井上充幸(本學文學部教授)・猪俣貴幸(本學博士後期課程)・王子嘯・川口長・祁蘇曼・喜文字大雅・黃錚・鈴木貴典・豊嶋順揮・陸俊鉞(以上、本學博士前期課程。所屬は二〇一七年當時のもの。敬稱略)で會讀したものを、井上・猪俣がその場の議論を元にまとめたものである。講讀に参加した上記各位、留學に出た筆者に代わり本會の事務一切を引き受けてくれた豊嶋順揮氏には特に識して感謝の意を表す。(猪俣)

井上 充幸(本學文學部教授)

猪俣 貴幸(本學大学院博士後期課程)

豊嶋 順揮(本學大学院博士前期課程)